

松岡文庫蔵「碧巖録抄」の条件句『ンニハ』と『ウニハ』
永正十一年写

秋 山 洋 一

はじめに

国語資料としての松岡文庫蔵・永正十一年写「碧巖録抄」(十卷十冊)については、夙に、金田弘編「松岡文庫蔵禪籍書目解題・稿」にとりあげられ、簡単な書誌的解説が附されている。

本書をさらに調べてみると、随所に使用されている濁点の中には、三点のものが散見され、また、「ナリ体」を基調とした文章中には、室町末期から近世にかけて、洞家カナ抄に特徴的に見られる、条件句を作る「ウニハ」(10例)が「ンニハ」(40例)に混じって使用されており、しかも、臨済宗系と思われる本書は、「常陸」の国で書写されていることがわかった。

そこで、本稿では、臨済宗系の抄物に「ウニハ」が使用されている一例として、永正という時期をもにらみながら、その背景となる書誌的・言語的環境について検討するとともに、他の条件表現(主に仮定)をも参照しつつ、「ンニハ」「ウニハ」の用法上からの比較を示し、今後の探究に資せんとするものである。

注(1)「国語研究」37号(昭和49年3月)

一

ここでは、「ウニハ」使用とその書誌的背景との関係について考えてみたい。

まず、本書の書写年および書写者については、卷二と卷九の識語⁽²⁾によって示すと次の如くである。

〔卷二〕永正十稷^奏仲秋於常陽 釈之桃波傳写之 圖

〔卷九〕永正十一天^{甲戌}正月十三日 釈氏桃波書 圖

即ち、本書は、「永正十年(一五一三)八月から同十一年一月頃に渡って、桃波なる人物が、常陸の国で伝写した」ものということになる。しかし、残念なことに、卷十の卷末が欠けており、また、抄文を検しても、桃波が誰を指すのか、講述者は誰か、それらの詳しい素性や両者の関係、および、常陸の国の具体的な寺院名などについては、この時点では、明確にし得ず、今後の調査結果を待たなければならない。

しかし、本書が少なくとも臨済宗系の抄物であろうと考えられるのは、次のような理由による。

まず、語録等の引用で抄文中に見える僧侶名の中で、日本禪宗関係の者は、一山(一八ウ)・建長開山大覚禪師(二一六オ・六二オ)・大拙和尚(三七オ)・中巖(一八オ)・月庵和尚(九一〇オ)など、いずれも臨済宗側の僧侶で、筆者の調査では、曹洞宗側の僧侶名は発見できなかった。

他に圭峯(二六オ)・香林(三八オ・同ウ)など中国禪僧とまぎらわしい者もあり、また、右の一山・中巖・月庵は、それぞれ、一山一寧・中巖円月・月庵宗光を指すものと思われるが、日本禪でも同名の人物は他にもあり、確かでは無い。

しかし、大拙和尚とは、臨済宗楊岐派幻住派下の大拙祖能（一二三三七）を指すことは、次の抄文で明白である。

○ 昔日能大拙和尚中峰ノ御才子ニ長シヤウ千岩ト申ス方ヨリ受ケニ印可^レ唐ヨリ帰朝シ如^レ是沙汰アリ（三七オ）△三・五・オにも同種文あり。後出。▽

さらに、

○ 至道ニ付テ中峰和尚云……又祖師云……又咄云……又云……私云
今此ノ中峰ノ注脚ハ明白ノキヲハキラワス趙州ハ明白ヲモ嫌ラウナ
リ（一五ウ）△傍点筆者・以下同じ▽

とあることから、「私」を講述者と考えれば、中峰明本（一二六三〜一三二三）を祖師とする所謂幻住派と称せられる禅宗活動集団に属する者による抄（密参録）と考えられる。

「幻住派」とは、世俗化した中央の五山叢林にあきたらず、宗旨を真摯に究めんとし、地方に分散隠遁し、参禅教化に努めた人々（幻住庵の中峰に始まる）の集団で、これを、五山叢林に対し、広く林下の禅宗ということも周知のことである。⁽³⁾この幻住派の中で、さらに、講述者について臆測の範囲を狭めるならば、主に関東以北に進出した常陸の法雲寺を中心とする復庵宗己の一派か、あるいは、前掲抄文にもある通り、上野吉祥寺の大拙祖能会下で、上野・武蔵北部・越後南部に分布した、上野泉竜寺開山白崖宝生（一三四三〜一四一四）の一派か、いずれかに属する者ということとも考えられるが、詳しいことは、今後の調査にゆだねたい。

また、書写者の桃波については、講述者と同一人物にせよ、あるいは、別人にせよ、右に推定した講述者の所属する範囀内（幻住派下）か、それに近い関係にある人物と、ここでは見ておきたい。

〔臨済宗幻住派〕

中峰明本
遠溪祖雄——了菴玄悟 □ □ □ □ □ 文室碩珪——一華碩由
古先印元 □——正中祥端——月舟寿桂
明叟斎哲
無隠元晦
復菴宗己——曇聖瑞——龍室元珠
千岩元長——大拙祖能——白崖宝生——南英周宗

さて、林下の知識となった僧は、密参口訣の發生にともない、自らに箔を付けるために、他流派の口訣を兼受する傾向が、応仁の乱以後著しくなつて行つたという。従つて、当然のことながら、洞済の交流も盛んに行なわれたわけで、幻住派では、古先印元会下の正中祥端は、曹洞宗最乗寺大綱明宗をはじめ、天先祖命・希明清良・春屋宗能・竹馬光篤といった知識に参ずる一方、曹洞宗了庵派月光正文・華叟正夢らに秘密伝授を行なっている。一華碩由（一四四七〜一五〇七）△幻住派大成者▽も、曹洞宗大徹道玄に、また、白崖宝生は曹洞宗通幻寂靈に、大拙祖能は、曹洞宗石屋真梁・竺山得仙・不見明見・如仲天閭らに参じている。

このように、林下の禅宗での兼受の隆盛にともなう洞済の交流をくりかえすことによつて、お互いの説法口調が、無意識にしみ付き、講述者はもちろん、それを筆記書写する者においても、つい文字の上にそれが現われてしまうということはありうることで、本書の「ウニハ」も、こうした事情による混入ということも考えられないことはない。

しかし、これは「ウニハ」一つに限ったことではなく、後述の文末指定辞をはじめ、その他の言語事象との兼ね合いで考えなくてはならないし、又、永正の時期に、洞家抄物に「ウニハ」が特徴的に用いられるということが前提として証明されていなければならない。

文亀元年（一五〇一）写常牧院藏「碧巖大空抄」下巻では、カナ抄の部分は、「ウニハ」（4例ほど）で、漢文には「ンニハ」（2例ほど）が用いられている。また、新潟県柿崎町曹洞宗楞嚴寺（了庵派）にある、「吉祥山永平寺衆寮箴規」（漢文・天文十一年八一五四二▽永平以貫写）には、「ンニハ」は多用されるが「ウニハ」は見られない。（注〔23〕参照）この期の曹洞宗派内では、漢文とカナ抄文とでこのような使い分けがあったのかどうか。資料不足もあつて、一般論とするまでには至らない。

一方、先述の洞済交流の盛行においても、洞済両宗派の対立感情は、同宗派間のそれと同じであつたと言われるが、この種の傾向の反映は、本書の抄文中にも頻繁に現われている。

○ 當時、能大拙中峯ノ御才子長シヤウ千岩ヨリ印可ヲ受ケ唐ヨリ帰朝シテ如^レ是沙汰アリ八棒ノ外ニ徳山秘密ノ棒ト申シテアリ今マ

日本ノ曹洞宗ニ更ニ此沙汰ヲ不知臨濟家ニハイツレニテモ三十棒ト申スヲ皆過カニ用也今マ曹洞宗ニ徳山三十棒ノ話ト申ノ沙汰アルハ別ノムキナリ(三五オ)

このように、ある語句の解釈を、曹洞宗のそれとの対比によって、臨濟宗としての解き方を明示せんとする態度が見られ、それらの文中には、「臨濟宗ニハ」「臨濟ノ手段」等の語句がよく用いられる。また、「碧巖録」第七十二則の百丈懷海(七四九〜八一四)に対する雲巖曇晟(七七一一〜八五三)の答話についての抄文は、「雲岩ハ曹洞宗ナリ」(八二オ)とし、「雲岩ノ鈍漢」(八二オ)「雲岩ノ鈍癡」(八一ウ)「雲岩ヲ散々ニ下シタル義ナリ」(八一ウ)など、歴史的事情を考慮してか、他の箇所には見られないようなきびしい口調となっている。

このような事情のもとで、果して、どの程度相手宗派の講義口調までをとり入れる余地があるのだろうか、いささかの疑問がないではない。

写年・刊年は下るが、臨濟宗系抄物「木杯餘瀝」⁽⁶⁾や、「襟帶集」⁽⁷⁾、古活字版「史記抄」⁽⁸⁾など、関西語脈でつづられた国語資料の中に見られる「ウニハ」の例は、今までも断片的に紹介されている。それらの事情はまだ検討の余地はあるが、語誌的には、「ムニハ」↓「ンニハ」↓「ウニハ」であり、関西においても、一時両者共用の時期があったはずで、その種の傾向が、命脈を保って、本書にもそれが現われていると考えることもできるのではないだろうか。

今後、本書の書写者の究明とともに、この種資料を多く集め、林下の禪宗という、初源的には宗派を越えた求道僧の集団の兼受的傾向と「ウニハ」使用との因果関係をも含め、さらに検討されなければならないところと考える。

注(2) 識語は全て印判付きで、卷一・二・三・五・八・九にしかなく、また、一〜五は永正十年、八と九は同十一年の書写となっている。

(3) 今枝愛真「禪宗の歴史」(昭和41年11月・至文堂) 参照。

(4) この項、玉村竹二「禪宗史論集」(下之)(昭和54年9月・思文閣) 参照。

なお、以下、特にことわりなき場合は、禪宗史に関する記述は、全て

本書を参照した。

「禪学大辞典」(駒沢大学・昭和53年6月・大修館)によると、大拙は建長寺から常陸笠間の楞嚴寺を開き、白崖も、安房(千葉)をはじめ、諸方遍歴しており、白崖派の家伝書とされる「無門関」の引用も見られる。(九一〇オ・九一一オ)また、中巖円月は、上野吉祥寺開山、月庵宗光は、常陸で復庵宗已に謁している。

(5) 雲巖は、百丈懷海(この系統から臨濟宗誕生)に参じたが、機縁熟さず、後に、薬山惟儼(七四五〜八二八)の系統から曹洞宗誕生に師侍し、その法嗣となっている。

「禪学大辞典」・風間敏夫「新釈 碧巖集」(法政大学出版局・昭和53年2月)参照。

(6) 金田 弘「国語史料としてみた 国学院大学 国語館蔵『木杯餘瀝』(碧巖口義)」

「国学院雑誌」74-12・昭和48年12月)参照。

(7) 金田 弘「天南松蕉の抄とその言語」(「国学院雑誌」・昭和43年3月) 参照。

(8) 外山映次「条件句を作る『ウニハ』をめぐる」(「佐伯梅友博士古稀記念論集」所収・昭和44年6月) 参照。

二

次に、文体面、および、他の言語事象との関係で、気付いた点を述べてみると、まず、文末指定辞は「ナリ」を基調とし、「デヤ」や「ダ」の使用は一例も見られない。「ナリ」に対応する助詞「ゾ」も6例、また、擬声語・擬態語もわずかに3例ほどで、全体に、文章語的性格が強く、口語性にはおのずと限界があるように見える。

これは、本書の記述形態が、諸説編集型の密参録で、しかも、所々に、三点の濁点⁽⁹⁾が用いられていることから、「一旦筆録した言語に対して分析的な反省を加えた文献」⁽¹⁰⁾であることも関係しているものと思われる。また、後述のごとく、同じ林下の禪宗であっても、臨濟宗においては常に中央思考型であることも考えておかなければならないであろう。

しかし、この種の密参録も、問答体を基調としているために、原文、又は、それに対する他僧の著語についての講述者の解釈文は、比較的口語性

が強く、疑問・反語の終助詞「ヤ・カ・ゾ」などの頻用、また、命令の「ヨ」、問投助詞の「ヨ」、指定辞の「ゾ」などが散見される。一方、丁寧語の使用は微少で、「サウ」や「ソウ」の確例は認められない。

そして、この解釈文は、「(原文・著語)トハ……ト云義ナリ」という文型の中に現われるのが普通で、先の丁寧語や文末助詞とともに、条件句を作る「ンニハ」「ウニハ」は、この点線部に当る解釈文の中で用いられている。この事は、両語の性格を考える際に、注意すべきことと思われる。

しかし、それも頻繁に用いられているわけではなくて、条件表現のうち、「未然形+バ」の形で、仮定条件を表わす場合の総数(約450例)に対するこの「ンニハ」「ウニハ」両語の総数(50例)の割合は、ほぼ9対1である。従って、講義体であるとしても、既に慣用化された表現(注(8)参照)であるとも考えられる。

ところで、「ウニハ」の方は、室町末期の洞門抄物に特徴的に用いられるものとして既に周知のところであるが、就中、「タラウニハ」(タロウニハとも)はその最たるものと言われる。(注(8)など参照)本書にも「タラウニハ」が1例見られ、「タランニハ」(5例)と共存している。

① 向什麼処模索 トハ查ニ絶シ機宜^ヲタラウニハ向^テ什麼処模索セン

(九12ウ)

「ンニハ」は、「失命シタランニハ」(三15ウ)「失却シタランニハ」(三22オ)と、漢語サ変動詞に付く他に、「出^テ来リタランニハ」(三12ウ)「云レタランニハ」(四1ウ)「云タランニハ」(十3オ)などは、助動詞や動詞(サ変以外)にも付き、やや用法が広い。この事については、次章で検討するが、語形の歴史は「ンニハ」の方が古く、当然のことと思われる。また、この事は、推量の助動詞「ン」に対する「ウ」の使用が、解釈文を中心にあらずか9例ほどしか見られないという事と傾向を同じくする。

一方、淨牧院藏「碧巖録抄」(大空抄)下巻では、推量の助動詞「ウ」や「ウズル」の使用の中で、「タラウニハ」2例を含む「ウニハ」が4例見られるのに対し、「ンニハ」は、「扶^セ堅^{ニハ}」(220頁)「独^{ニハ}坐^{ニハ}」(270頁)など、漢文の代語・説破の中で、漢語サ変動詞に付いた例しかなく、本書

(松岡文庫蔵本)とは逆の傾向を示している。

これは、後世(室町末期)「ンニハ」の口頭語の世界からの衰退と、書きことばとしての残存(注(8)参照)ということにつながって行くものと思われるが、本書の場合は、「ンニハ」↓「ウニハ」という変遷過程の中の両語形併用のなごりが、この種の資料の中で、条件表現としてはある種の慣用化された表現として現われていると考えることもできよう。

前章でふれた「木杯餘瀝」や「襟帯集」には「タラウニハ」もあるらしいが、「ンニハ」については筆者も未確認である。なお、同じ臨済宗系の抄物で、室町末期(元亀元年八一五七〇)写の「碧巖集抄」(松岡文庫蔵・ハ一四〇)には、「如クナカラ^{ニハ}ンニハ」(一34ウ)「為^{ニハ}人ノ」(二18ウ)「行脚^{ニハ}」(二27ウ)などの「ンニハ」と同時に、「ニワカナラウニハ」(三28オ)「行フニハ」(四13オ)「ナカラウニハ」(六16ウ)などの「ウニハ」が見られる。

解題によると(注(1)三)、これは、講述者、聞書者ともに、臨済宗大応派妙心寺系の僧侶で、いわゆる林下の系統の抄物と考えられるが、書誌的検討はさらに必要と思われる。

さて、ここで、「木杯餘瀝」もこの「碧巖集抄」も、指定辞に「チャ」が用いられているということは注意しておく必要がある。

室町末期以降の「ウニハ」は、指定辞「ダ」と共存関係にある場合が多いという。足利学校蔵「人天眼目抄」などはその典型と言えよう。

その場合の室町末期とは、おそらく、洞門抄物類が比較的多く発見され、洞門抄物独自の文体の固定化が進んだ時期とされる、天文・永禄・天正・慶長頃を指すものと思われるが、「木杯餘瀝」や「碧巖集抄」は共存しない場合の一例として示すことができる。

一方、室町末期以前、即ち、文明・明応・永正・大永頃はどうかであろうか。淨牧院藏「碧巖大空抄」(下巻)は「ダ」と共存している。本書には「チャ」も「ダ」もなく、いずれとも共存していない。

林下の禪宗にあつては、その目指する宗風は、臨済にあつても、曹洞にあつても同じであり、洞済交渉による兼受的傾向はあつたとしても、「臨済」の場合は、常に五山叢林を意識した中央思考型であるのに対し、東國に

教線をのぼした曹洞宗は、地方分播型である」ことが、言語面では、「ヂヤ」と「ダ」の対立となつて現われるという。(注(9)参照)

それでは、室町末期以前においてはどうかであるのか。「ウニハ」についてもそのような宗風の相異と結びつくのであろうか。また、林下における洞済兼受の傾向とのかかりについても、今後類例を集めて検討していかなくてはならない問題であらうと考える。

ちなみに、この点に関連して、洞門抄物の「関西系カナ抄と対比しての言語上の特色」としてあげられている(注(9)参照)諸点を本書に照し合わせてみると、この「ウニハ」の使用という点の他にあげられるのは、形容詞連用形の原形維持とハ行四段動詞連用形促音便^{くら}いである。それも、形容詞では、「タツトイ」(三十一オ)と「ケワシイ」(十一オ)以外は、終止形、連体形いずれも原形のまゝ用いられており、連用形だけの特徴とすることはできない。ハ行四段促音便も、「テ」に続く場合だけで、「タリ」に続く場合には、大部分がウ音便になっていることから、これもいささか問題である。

その他、「借る」「足る」も、上一段としての確例は認められない。

こうして照合してみると、「ウニハ」一つが孤立することになり、宗派上・宗風上の相異との関連は薄いように見える。

しかし、それとは別に、林下の抄物とその言語的特色という観点から見のがせないのは、方言(俚言も含む)の混入である。

本書で二、三気付いたものをあげると、まず、

② 土窟子トハ世間ノ人ノ土地ホル木ノキレヲトクシトユウハ是ノ義也 (三十八ウ)

というのがある。

この「トクシ」という語は、古辞書や古方言集などには見えない。東条操『全国方言辞典』(東京堂出版)や小学館『日本国語大辞典』で現在の方言分布を見ると、「土を掘る棒」の意では、新潟県中頸城郡豊葦の地名があがっているが、所により、意味や語形が異なるようである。いずれに

しても、現在では、この種の語は、関東以北に分布していることが知れる。本書の時代では、「世間ノ人」とはどの地域を指すのか、興味をひかれるところである。

次に、

③ 阿爺阿父多ハ共ニ父ノ事也ヲボコノ父ヲ呼音也 (三三ウ)

の「ヲボコ」である。

室町期の古辞書でこの語が見えるのは、静嘉堂文庫本『運歩色葉集』⁽¹⁶⁾くらいで、「小兒 若子」(九六四)など2例をひろえる。「書言字考節用集」⁽¹⁷⁾には「恍惚子」(①二一七)とある。また、越谷吾山⁽¹⁸⁾『諸國物類称呼』には、「案に、奥羽にて○ぼこといふ詞は古代の遺語なるべし。東武にても○をぼこと云、」など「ヲボコ」に関する記述が見られる。

現代方言では、『日本国語大辞典』によれば、「赤児・幼兒」の意で、青森県・山形県・岩手県・宮城県・福島県・群馬県・山梨県(おぼっこ)・伊豆大島(おぶこ)などで話されているようである。西の方では、徳島県があがっている。

次は、

④ 有説云唐土ニ魚取者料簡水澄明ナレハ魚不⁽¹⁹⁾出故水面草ヲマルケ竿頭ニユイ付テ置ケハ若シ水底ニ魚アレハ草ヲ影トシテ出レハ魚アリト見テ取ルト云也 (二七ウ)

の「マルク」という語である。

これも、古辞書類には見られない。『日本国語大辞典』によると、関東・東北の大部分に分布が見られ、「東ねる」の意では、山形・新潟・山梨・長野・静岡・伊豆大島・三宅島と、徳島・愛媛・鹿児島などで用いられるようである。「丸める・輪にする」の意では秋田・富山・岐阜・筑波久留米・静岡と熊本の名があがられている。洞門抄物に「雪マルケ」をよく見かける。先の「ヲボコ」とともに、日本列島に、大きな周囲分布をなしている。

その他、「田ノ^ノ勝^ノ」(十六ウ)も、古辞書類には主として「畔^ノ」とあり、「運歩色葉集」(静嘉堂本)には「畔^ノ 勝^ノ」(225・2)とあるから、字は異っても意味は同じであつたらしく、また、

⑤ 株ハ田ノアゼニタチタルクイキナリ (二13ウ)

⑥ 株トハ木根也今此義ハ田ノ^{クロニ}勝^ノ木ノクイヲタテタルニ兎走り當リテ死シタル義也 (十6ウ)

のように、「アゼ」も「クロ」も同じ意味であつたことがわかる。しかし、現代方言では、土地により多少の相異があるようであるが、その分布は、関東・東北を中心に、岐阜・愛知・三重や、大分・熊本などにもあり、これも大略周囲分布になつていゝるようである。

洞門抄物も東国に分播した林下の禅僧達の活動記録であれば、当然このような方言や俚言を文献の中に見付けることもあり得ることと思われる。しかし、現実には、東国方言を探し出すのは困難であると言われるが、本書のように、臨済宗系の文献にも目を向けて行く必要があるように思われる。

注 (9) 金田 弘「洞門抄物と国語研究」(昭和51年11月・桜風社)参照。

(10) 三点の例は、カ・ケ・シ・セ・タ・チ・テ・ト・ハ・ヒ・フ・ヘ・ホ (*印は三点を示す) で、13種26例で、二点を含めた総使用数に対する割合は26%である。

(11) 山田忠生「黒川本日蓮聖人註画讃の写音法」(「国語学」84・昭和46年3月)参照。

(12) 7例ほどで、係助詞「コソ」と共用される。(例外1)

(13) 「ソロ」は、「御座ソロカ」(四3オ)など4例ほど見える。なお、以上の点に関して、田籠 博「東国抄物の敬語について」に詳しい。

(春日和男教授 語文論叢)所収・昭和53年11月・桜風社)

(14) 駒沢大学国文研究室編「碧巖大空抄」(「禅門抄物叢刊」五・汲古書院)のコロタイプ複製本による。

(15) 外山映次「古今全抄とその用語」(「近代語研究」五・昭和52年3月)参照。

(16) 中田・根上「中世古辞書研究並びに総合索引」(風間書房)による。

(17) 中田・小林「書言字考節用集研究並びに索引」(風間書房)による。

(18) 「諸國 物類称呼本文・釋文・索引」(京大国文学研究室編)による。

(19) 福島邦道「東国方言抄物における方言」(「国文学政」・昭和51年7月)参照。

三

前章において、本書の「ウニハ」使用は、禅宗史を主とした書誌的関連に検討の余地を残しながらも、むしろ、語誌上の問題に重点を置いて論じて来た。

続いて、その用法についての比較検討に移るわけであるが、この種資料に見られる「ソニハ」「ウニハ」の条件表現としての用法の詳しい検討は、既に、外山映次(注⑧)の論文などによって試みられてはいる。本書でも、松下大三郎の「完了性仮定」(大部分がこれに属する)「非完了性仮定」に対応すると認められる場合もあるが、この種資料は、ある内容(又は、事実)をたんと物語るような文芸作品とは異なり、比喻や暗示などの間接表現を得意とするいわゆる禅問答を基調とする文章であるため、特に、「ソニハ」「ウニハ」に関しては、条件表現全体からその用法を一例ずつ正確に位置付けることは現実には非常に困難であり、筆者のごとき宗門外の者は、常に文意把握にとまどいを感じるのである。また、残された紙幅も少なく、その点からの詳細な検討は後日にゆだねるとし、ここでは、適宜他の条件表現をも参照しつつ、形態面から見た相異などを提示することにとどめておきたい。

まず、「ソニハ」「ウニハ」の上接語を比較すると、次表のごとくである。

両語の絶対数に差はあるが、「ソニハ」では十六種、「ウニハ」は六種と、後者がやや使用範囲が狭い。また、「タリ」も「ソニハ」に付く例が多いが、両語共に中心的存在ではない。なお、「タリ」6例のうち、非完了

	シニハ(40)	ウニハ(10)
動詞	成ル(1)取ル(1)来タル(3)担ウ(1) 買ウ(1)吞ム(1)垂ル(1)有ル(1) サ変(8)ハ漢語サ変7例	成ル(2)サ変(1) ハ漢語サ変
形容詞	無シ(2)難シ(2)	無シ(1)
助動詞	ナリ(5)ヤウナリ(1)ラル(1)ズ(6) タリ(5)ハ完了	ナリ(4)ル(1)タリ(1) ハ完了

※括弧内は用例数を示す。

性假定(反実仮想)と思われる例は、原文の南泉普願(七四八〜八三四)の答話について、

⑦ 他殺人——血トハ能ク接シ能殺シタル謂也若輩敬ノ如ク是ト南泉モ云レタランニハ還テアタナルヘシ是故ニ為人須為徹著語セリ(四一ウ)

という抄文に見られるくらいで、他は全て、完了性假定のようである。完了性假定の場合、未来時の完了という意味あいからんで「タリ」が用いられるのか、あるいは、次例のごときは、何らかの表現効果(強意とか)を持つのかなど、さらに詳しく検討する必要があるかと思う。

⑧ 若恁麼見得トハ若一トモ二トモ見得シタラハ許レ你ト云義也(三十三ウ)

右に関連して、助動詞「ナリ」(「ナラバ」)は、活用語に付いた例は、「ンニハ」「ウニハ」には一例も見当らない。

次に構文上から整理してみると、まず気付くのは、副詞「若シ」と呼応する例は、「ウニハ」に無く、「ンニハ」には5例見られるという点である。

「若シ」の有無と文法機能との関連は、例えば、已然形假定表現への移行などの問題を扱う場合には考慮する必要があるが、本書の場合でも、前出の例④のような「若シ」已然形「ナバ」は他にもあり、また、「者ハ」、「時(ハ)」と呼応するものもある。

「若シ」ンニハの場合、例⑦は非完了性假定で、他は完了性假定と見られる。その中には、

⑨ ……若論戰在轉処トハ若法戰センニハ轉処スル作略簡要ト云謂也(三二〇ウ)

のように、漢文に用いられた「若」を抄文で踏襲したような例もある。この種の例は、「未然形ナバ」の表現にも見られ(例⑧など)、その過半数(56%)が副詞「若シ」と呼応している。また、「ンニハ」は、前章でふれたごとく、比較的口語性の強い解釈文中に用いられてはいるものの、1例のみ、抄文中の「瑞應經」の経文の引用中に、「供養センニハ」(十七オ)があることなどから勘案すると、「ウニハ」に比して、やや文章語的品格が強いように思われる。

従って、本書の場合、「若シ」ンニハを文体上の問題として扱ってはみたが、「ンニハ」の「ニ」に注目した時、そこに、時間ないしは目的の意をくみとることもでき(注⑧参照)、それが、確定条件や、小林賢次のいう恒条条件(注②③参照)とも微妙にからんで来るのではないかと思われる。そうした時、「若シ」の有無を、単に文体上の問題だけでかたづけられない一面があるように思われる。

次に、文型面でのもう一つの相異は、帰結句に疑問・反語の表現をとる場合、文末だけに「推量辞ナヤ・カ」の形を用いる例が、「ンニハ」には有る(5例)が、「ウニハ」には無いという点である。例えば、

⑩ 三乗——教トハ此ノ事若如教言句上アランニハ不立文字直指人心ト云達磨ヲハ用インヤト云義也(二一六オ)

のような例であるが、このような場合、普通には、

⑪ 什麼處得話頭来トハ四句ヲ離レ百非ヲ絶シ無説無聞ナラウニハ何処ヨリカ此ノ話頭ヲハ得来ルソトウ心ナリ(八二ウ)

と、帰結句に、疑問語を用いた「問いかけ」の形をとる。

しかし、それは、結局は、

- ⑫ 敲魚撃鼓 トハ喫飯之用処ナラハ木魚ヲ敲タタ時ノ鼓ヲ打チモテ
告ケ報スルニナニトシタレハ無ヲナシ呵々大笑シテ菩薩子喫来飯ト
ハ云ソト批判セリ (八五ウ)

のように、相手を批判し、説破・勘弁することにつながるのである。「道
什麼トハトガムル義也」(三四オ)ともある。

例⑪のバターンでは、「ンニハ」12例、「ウニハ」(4例)で、「未然
形ナバ」(約16例)を含めると、その半分をこの両語を用いて表現してい
ることも指摘しておきたい。

また、例⑩・⑪のバターンは、文末に「ゾ」が来る場合(例⑩と「ンニ
ハ」に1例)を除き、全て何らかの推量辞を使用している。疑問・反語表
現であれば当然であろうが、それらと命令表現などを除く単純表現の場合
は、「ンニハ」「ウニハ」で、23例中13例(不明を除く)と過半数に文末
推量辞を用いており、「未然形ナバ」では、約70%(約20例)が使用とな
っている。

問題は、例⑧・⑨のように、文末推量辞不使用の場合である。その場合
全体として、情態性を表わす語(形容詞、形容動詞、名詞等)が来る例が
多い(例⑨など)が、本書のような禅門の答話に関する抄文では、

- ⑬ 那裡得——来 トハロヲ失却シタランニハイツレヨリ得来ソト
云義ナリ果然恁麼 トハ失却ロタラニハ只本者ト云義ナリ (三二オ)

のように、帰結句において、結果的には、後文は前文(「問いかけ」の文)
の裏返し表現となっていて見なされるような例があるところから、例
えば、

- ⑭ 換却你眼睛 トハ主丈化メ電ト成ラウニハ主丈子見タリシ眼睛ヲ
ハ雲門取換ラレタル義ナリ (六17オ)

- ⑮ 添一句甜蜜々 トハ惡知識ナントアヤマタレタル法門ヲ示シ結句
ユウテ聞カスルヤウナランニハ還テ学人ノ為毒藥タリト云義也或ハ
棒シ或ハ藕口便擲シ推出スヤウニ接セハ学人ノ為親切義ト云ナリ
(三二ウ)

など、帰結句において、講述者、又は言語主体の「確信的な判断内容を表
わす場合」につながるものと思われる。このような場合、小林賢次の「恒常
条件との内容的なつながりが考えられる」という指摘を思い合わせると、
「ンニハ」「ウニハ」は、単に、仮定条件だけの問題ではなくて来る
わけであるが、

- ⑯ ……三十棒トハ垂手セントキニハ慈心ヲ以テ人ヲ接スヘキニ機鋒
峭峻ニメ人近傍シカタランニハ入り去ト云義也 (三18オ)

のように、後文の「ンニハ」が、前文の「ントキニハ」に対応する意味あ
いを持つような場合でも、「ントキニハ」の「ン」がある以上、未来時に
かわる(あるいは、婉曲)表現と考えられ、単純には確定条件、恒常条
件と結びつかないであろう。

問題がそれた感はあるが、例⑩のような「ンニハ」と「ウニハ」の構文
上の差をどう見るかは、さらに、類例を集めて検討する必要があるように
思われる。

以上、「ンニハ」と「ウニハ」の用法上の相異(主として形態面から)
を指摘しながら、適宜、他の条件表現との簡単な比較によって、臆測を述
べてみたが、全体的に、問題を指摘する形で解決を後に残してしまった。
例えば、それらの相異がどの程度の普遍性を持つものなのか、この期の洞
門抄物との比較を含めて、さらに追究したいと考える。

注(20) 小林賢次「院政期における仮定表現——今昔物語集をとおして——」

(「佐伯梅友博士喜寿記念国語学論集」所収・昭和52年)参照。

(21) 「若シ〜者アレハ」(二1ウ)「若シ〜一問ヲ、ケハ」(五12ウ)

(22) この種の問題については、注(21)の他に、次のような論考がある。

佐藤武義「今昔物語集における『モシ』を伴う条件法について」

〔「文芸研究」52・昭和41年2月〕

原 栄一「今昔物語集における副詞の呼応」〔「金沢大学教養部論集」

6（人文）・昭和44年2月〕

(23) なお、そのつながりを考える際に、例6のように、帰結句に命令表現（又は、適当・当然）をとる場合は、特に重要と思われる。

ちなみに、規律・作法集としての「永平箴規」（楞嚴寺藏・卷子本・

「禪宗地方史調査会報」一〇八一九七八に筆者の簡単な解説あり）に、

「第七 若有_ニ教_ニ誡_ニ當_ニ須_ニ設_ニ禮_ニ聽_ニ受_ニ」など、「ソニハ」が命令表

現と相俟って多用されることも思い合わせられる。「正法眼藏」の「ソ

ニハ」の報告例も同種のものようである。（田島鏡堂「正法眼藏」の

国語学的研究」一〇九六頁参照。）／昭和52年3月・笠間書院▽

おわりに

本書の「ウニハ」は、その書誌的背景との関連に問題を残しつつも、語誌的な問題としてとらえ、「ソニハ」↓「ウニハ」という変化の過程での両語形併存と見て、いささか、両語の文体面・用法面での比較・整理を試みた次第である。このような新旧両語形の併用、および、語形表記のゆれを、他の言語事実でみると、前述の推量の助動詞「シ」と「ウ」の他には、「用ウ・用ユ・用ウル」と「用イル」、「アタウル」と「アタエル」（五14オ）、「抑ウル」と「ヲサエル」（五4オ）、「出ツル」と「テル」（九14オ）、「滞トコヲリナキ」と「ト、コウラス」（九4オ）△同種例他4例▽、「タヲミテ」と「タウミテ」（三9オ）、「ヲコナウ」と「ツクノウ」△同種例他2例▽、完了「タリ・タル」と「タ」（多数）などを拾うことができる。

また、全体として、「ソニハ」の方が用法が広く、やや文章語的であるような印象を受けた。

なお、その普遍性の追究とともに、本書の講述者、書写者について、また、両語の条件句全体から見た用法上の位置付け、さらに、正確な文意把握の上での考察といったような問題を種々残す結果となってしまったが、それらは、今後の調査検討にゆだねたい。

〔追記〕

本稿を成すに当たり、本書の閲覧および復写の許可など、種々御配慮を賜った、鎌倉東慶寺松岡文庫長古田紹欽博士に感謝の意を表します。